

消 防 地 第 153 号
平成 26 年 11 月 28 日

各都道府県知事

殿

各指定都市市長

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項について

本年 7 月、第 27 次消防審議会において、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」（以下「中間答申」という。）が出されたことを受け、同月 14 日付け消防地第 79 号消防庁長官通知「第 27 次消防審議会中間答申を踏まえた消防団の更なる充実強化について（依頼）」により、各地方公共団体へ消防団の充実強化に向けた取組を依頼したところです。

消防庁では、消防団の現状や各地方公共団体の取組状況等の把握を行い、その結果を踏まえ、多くの地方公共団体で 2 月から 3 月に開催される各地方議会に向け、当面、重点的・優先的に取り組む必要のある事項をまとめましたので、別紙 1 の事項について、取組を行っていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、市町村（一部事務組合等を含む。）に対して、同事項について周知していただくとともに、市町村における消防団の充実強化に向けた、積極的な助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

担当 消防庁国民保護・防災部
地域防災室消防団係
電話 03-5253-7561

【都道府県】

1. 消防団協力事業所に対する減税措置等の支援

消防団協力事業所に対する法人事業税等の減税措置については、長野県及び静岡県において導入されているほか、現在複数の県において検討されているところであるが、当該減税措置や入札において事業者の消防団活動への協力を積極的に評価する取組の導入について積極的に検討すること。

2. 高校生の消防活動への理解の促進等

長期的に消防団員を確保することをはじめ将来の地域防災を担う人材育成を進めていくためには、高校生の消防活動に対する理解の促進が重要であることから、青森県内の高等学校等で行われているような高等学校における消防団との交流活動や青少年消防クラブ等の設置、これらの活動に携わっている就職を控えた高校生に対する就職活動支援等により、高校生の消防活動への理解の促進を図るような取組を実施すること。

【市町村】

1. 消防団の装備の改善

各市町村の平成 26 年度当初・補正予算における装備関係予算の合計は平成 25 年度当初予算に比べると 78%増となっており、各市町村において装備の充実を図っていただいているところであるが、各装備の本年 4 月時点の配備数は別紙 2 のとおりであり、消防団の装備の基準に基づく数が集中的・計画的に配備されるよう、消防団の装備の基準の改正（平成 26 年 2 月 7 日）に併せて地方交付税が大幅に拡充されたことを踏まえて、平成 27 年度当初予算において予算化するよう検討すること。

2. 消防団員の報酬の引上げ

消防団は大規模災害時に地域で即時に対応し、厳しい状況の中で長時間にわたり災害対応に当たることに鑑み、消防団の活動の実態に応じた報酬等を支給する必要があるところ、特に、報酬が 1 万円未満の市町村においては、地方交付税措置額の水準（年額報酬 36,500 円）を踏まえ、報酬の引上げを行うこと。

3. 消防団員の定年年齢の引上げ等に係る措置

高齢化が進展している社会情勢や定年制度の運用による消防団員数の減少等に鑑み、定年制度を設けている市町村においては、定年年齢の引上げ・制度撤廃及び定年等により引退した基本団員が機能別団員へ移行する制度の導入等について、条例改正その他必要な措置を検討すること。

4. 在勤者・大学生等の消防団への入団に係る条例改正

被用者の消防団員に占める割合が大きくなっている現状において、在勤者の消防団への加入の促進を図るため、条例上、在勤者の入団を認めていない市町村においては、入団の要件として居住者のみに限定せず在勤者の入団を認めるよう、条例改正を検討すること。

また、大学生等の消防団への加入の促進を図るため、消防団員の任命資格として、居住者及び在勤者に加え在学者を加えるよう、消防団員の任免に関する条例の改正を検討すること。

なお、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例準則についての通知（昭和 40 年 7 月 1 日自消乙教発第 7 号）の題名については、「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）について」に改めるとともに、同通知の別紙の題名を「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」に改めることとし、併せて当該条例（例）を別紙 3 のとおり改正することとしたので、消防団員の任命資格として在学者を加える場合の参考とされたいこと。

5. 消防団活動を実施した大学生等に対する認証制度導入による就職活動支援

消防団に所属する大学生等に対する就職活動支援の一環として、就職活動時において消防団活動が積極的に評価されるよう、別紙 4 のとおり「〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度実施要綱（例）」を作成したので、大学生等が行った消防団活動が就職活動時において積極的に評価されるような取組を実施すること。

また、各市町村内の企業に対して、本制度を広く周知し、本制度に基づく認証証明書の効果が十分に得られるよう努めること。

特に、認証を受けた者が自団体の職員として採用されることを希望し、本制度に基づく認証証明書の提出があった場合は、認証証明書を、採用時において職に必要な能力及び適性を判定する際の参考として活用することを検討すること。

6. 消防団で活動した大学生等の卒業後の消防団活動の継続への配慮

消防団における勤務年数については、その者が消防団員として勤務していた期間を合算し、他の市町村における消防団員としての在職期間については、当該市町村における在職期間に通算することが適当であるが、他の市町村における在職期間の把握については「消防団員名簿」に市町村長の証明書を付して移動先の市町村長あてに送付することとされていること（昭和 39 年自消丙教発第 35 号通知）を踏まえ、大学生等の時期の消防団活動の経験をその後の消防団活動につなげるよう、大学生等が他の市町村において消防団活動を行う場合は「消防団員名簿」に市町村長の証明書を付して移動先の市町村長あてに送付すること。

7. 高校生の消防活動への理解の促進等

長期的に消防団員を確保することをはじめ将来の地域防災を担う人材育成を進めていくためには、高校生の消防活動に対する理解の促進が重要であることから、青森県内の高等

学校等で行われているような高等学校における消防団との交流活動や青少年消防クラブ等の設置、これらの活動に携わっている就職を控えた高校生に対する就職活動支援等により、高校生の消防活動への理解の促進を図るような取組を実施すること。

8. 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの早期策定

本年 10 月時点の調査結果によれば、今年度中に本マニュアルの策定を検討中の市町村は 19%、来年度以降に策定予定及び検討に着手していない市町村は 29%であったが、消防庁としては、今年度中には全ての関係市町村において本マニュアルを策定していただくべきものであると考えており、今年度中に本マニュアルの策定を検討している市町村においては確実に策定するとともに、来年度以降に策定を予定している市町村においては、平成 26 年 6 月 20 日付けで通知した「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル（例）の送付について」を参考に、最低限の事項等を記載したマニュアルを今年度中に策定すること。

消防団装備の全国配備数

救助用半長靴	H26配備数	H25配備数	(必要配備数) 全部の消防団員数
	144,079	-	
救命胴衣	H26配備数	H25配備数	(必要配備数) 全部の消防団員数
	116,105	-	
防火衣	H26配備数	H25配備数	(必要配備数) ポンプを操作する消防団員及び部長以上の消防団員数
	377,616	372,814	
防火帽	H26配備数	H25配備数	(必要配備数) ポンプを操作する消防団員及び部長以上の消防団員数
	534,409	524,749	
防火靴	H26配備数	H25配備数	(必要配備数) ポンプを操作する消防団員及び部長以上の消防団員数
	371,874	373,606	
携帯用無線機	H26配備数	H25配備数	(必要配備数) 班長以上の消防団員数
	48,261	-	
特定小電力無線機	H26配備数	H25配備数	(必要配備数) 団員及び班長の階級にある消防団員数
	30,437	-	
無線受令機	H26配備数	H25配備数	(必要配備数) 分団に複数
	36,419	-	
チェーンソー	H26配備数	H25配備数	(必要配備数) 分団に複数
	6,167	-	
警戒用ロープ	H26配備数	H25配備数	(必要配備数) 分団に複数
	19,807	19,593	
拡声器	H26配備数	H25配備数	(必要配備数) 分団に複数
	22,380	21,737	
投光器	H26配備数	H25配備数	(必要配備数) 分団に複数
	20,311	-	

〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）

〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

- 一 当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者
- 第五条第二項第二号を次のように改める。
- 二 第三条第一号に規定する資格を有しないこととなつたとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ ○ ○ 市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（任用）</p> <p>第三条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市（町村）長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、市（町村）長の承認を得て任用する。</p> <p>一 当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（分限）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第三条第一号に規定する資格を有しないこととなつたとき。</p>	<p>（任用）</p> <p>第三条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市（町村）長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、市（町村）長の承認を得て任用する。</p> <p>一 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（分限）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該消防団の区域外に転住し又は転勤したとき。</p>

〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）

（通則）

第一条 非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

（定員）

第二条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十九条第二項の規定に基づく団員の定数は人とする。

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）第四条第一項第一号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定数とする。

3 同令第四条第三項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第一項の団員の定数から当該定数のうち次の各号の一に該当するものの合計数を控除した数とする。

一 任用期間が五年未満である団員に係るもの 人

二 任用に当たつて従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に係るもの

人

(任用)

第三条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市（町村）長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、市（町村）長の承認を得て任用する。

一 当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者

二 年齢十八歳以上の者

三 志操堅固で、かつ身体強健な者

(欠格条項)

第四条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

- 二 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 第六条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 六月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第五条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合
 - 三 前二号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
 - 四 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
- 2 団員は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その身分を失う。
- 一 前条第三号を除く各号の一に該当するに至つたとき。
 - 二 第三条第一号に規定する資格を有しないこととなつたとき。

(懲戒)

第六条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

一 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

三 団員としてふさわしくない非行があつたとき。

2 停職は、一月以内の期間を定めて行なう。

第七条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、市（町村）規則で定める。

(服務規律)

第八条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第九条 団員であつて十日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市（町村）長に、その他の者にあつ

ては団長に届け出なければならぬ。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第十条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第十一条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行なつてはならない。

(報酬)

第十二条 団員には、次により報酬を支給する。

団長	年額	円
副団長	年額	円
分団長	年額	円
副分団長	年額	円
部長	年額	円
班長	年額	円

団員 年額 円

(費用弁償)

第十三条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。

水火災の場合 一回につき 円

警戒の場合 一回につき 円

訓練の場合 一回につき 円

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、団長については〇〇相当職、副団長については〇〇相当職とみなし費用弁償を支給する。

3 報酬及び費用弁償の支給方法については、〇〇の例による。

(公務災害補償)

第十四条 団員が公務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、廃疾となつた場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、別に定める。

(退職報償金)

第十五条 団員（勤務年数が五年未満である者及び第二条第三項第二号の団員に該当する者を除く。）が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 ○○市（町村）消防団条例準則（昭和二十四年十二月二十六日付国消管発第五百三十号）は、廃止する。

附 則（平成十一年十二月二十日消防消第二百七十二号）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（以下「旧法」とい

う。）の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

3 旧法の規定による心身耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。

4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年三月二十七日消防法第九十号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に団員である者は、第二条第三項各号に規定する団員に該当しないものとみなす。

3 この条例の施行の日から平成二十年九月三十日までの間におけるこの条例による改正後の第十五条第一項の規定の適用については、同項中「勤務年数が五年未満である者及び第二条第三項第二号の団員に該当する者」とあるのは、「勤務年数が五年未満である者」とする。

附 則（平成二十六年十一月二十八日消防法第百五十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度実施要綱（例）

（目的）

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生（以下「大学生等」という。）について、本市（町村）がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。

（対象者）

第2条 本制度による認証（第4条に規定する認証をいう。次条において同じ。）の対象となる者は、次のいずれかに該当する大学生等であって、在学中に本市（町村）の消防団員として1年以上（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行った者（以下「認証対象団員」という。）とする。ただし、市（町村）長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- （1）市（町村）内の大学、大学院若しくは専門学校（以下「大学等」という。）に通学する大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者
- （2）市（町村）内在住の大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者

（申請）

第3条 本制度による認証を希望する認証対象団員は、消防団長に認証推薦依頼書（別記第1号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象団員に顕著な実績があると認め、市（町村）長に対して本制度による認証を受ける者として当該認証対象団員を推薦する場合は、当該市（町村）長に認証推薦書（別記第2号様式）を提出するものとする。
- 3 市（町村）長は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、当該認証対象団員の実績が顕著であったことを確認できる資料又は証明書の提出を求めることができる。

（審査）

第4条 市（町村）長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出された場合、当該認証対象団員が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたかどうかについて審査を行い、当該認証対象団員の功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

- 2 前項の審査に当たっては、市（町村）長、副市（町村）長、消防長、消防団長等で構成する審査会を開催し、協議することができる。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 市(町村)長は、前条第1項の審査により認証することを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動認証決定通知書(別記第3号様式)を交付するものとする。

2 市(町村)長は、前条第1項の審査により認証しないことを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動審査決定通知書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 市(町村)長は、認証することを決定した者(以下「被認証者」という。)に対して、〇〇市(町村)学生消防団活動認証状(別記第5号様式)(以下「認証状」という。)を交付するものとする。

2 市(町村)長は、被認証者の求めに応じて、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、〇〇市(町村)学生消防団活動認証証明書(別記第6号様式)(以下「認証証明書」という。)を随時交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 市(町村)長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前三号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合

2 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市(町村)に返却しなければならない。

(本制度の周知)

第8条 市(町村)は、本制度について、消防団を通じて、当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

2 市(町村)は、本制度について、市(町村)内の企業に周知し、認証証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、〇〇〇において所掌する。

附 則

この要綱は、平成26年〇月〇日から施行する。

平成 年 月 日

認証推薦依頼書

〇〇市（町村）消防団長
〇〇 〇〇 殿

氏名 印

私は、在学中、真摯かつ継続的に消防団活動を行い、地域社会に貢献してきました。この実績を今後の職業に活かしたいと考えておりますので、下記により、〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度による推薦をしてくださるようお願いいたします。

記

1 候補者

氏 名 _____
住 所 _____
生年月日 平成 年 月 日
大 学 _____大学・大学院・専門学校
_____学部 _____学科
_____年生・ _____年卒業

2 所属分団 _____分団

3 活動期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 主な活動実績

平成 年 月 日

認証推薦書

〇〇市（町村）長
〇〇 〇〇 殿

〇〇市（町村）消防団長
〇〇 〇〇 印

私は、次の者について、真摯かつ継続的に消防団活動を行い、地域社会に貢献し、顕著な実績を収めたことを高く評価し、〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度による認証を受けるに値する者として推薦しますので、認証していただきますようお願いいたします。

記

1 候補者

氏 名 _____
住 所 _____
生年月日 平成 年 月 日
大 学 _____大学・大学院・専門学校
_____学部 _____学科
_____年生・ _____年卒業

2 所属分団 _____分団

3 活動期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 主な活動実績及び推薦理由

平成 年 月 日

学生消防団活動認証決定通知書

〇〇市（町村）消防団長
〇〇 〇〇 殿

〇〇市（町村）長
〇〇 〇〇 印

年 月 日付で、貴殿から〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度による推薦があった者について、審査の結果、認証することを決定したので通知します。

記

1 認証を決定した者

氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 平成 年 月 日

2 認証を決定した日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

学生消防団活動審査決定通知書

〇〇市（町村）消防団長
〇〇 〇〇 殿

〇〇市（町村）長
〇〇 〇〇 印

年 月 日付で、貴殿から〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度による推薦があった者について、審査の結果、認証しないことを決定したので通知します。

記

1 対象者

氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 平成 年 月 日

2 認証しないこととした理由

- ・活動実績が顕著ではなく、地域社会への貢献が不十分であるため
- ・〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度実施要綱第7条第1項（1）に該当するため

〇〇市（町村）学生消防団活動
認証状

〇〇 〇〇 様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。

（活動内容）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

〇〇市（町村）学生消防団活動 認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

（氏名） 〇〇 〇〇

（生年月日） 平成 年 月 日

（活動内容）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印